

広島県公安委員会公告第75号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成19年6月7日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 実施期日、実施場所及び定員

講習区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）に係る追加取得講習	平成19年7月19日（木）及び平成19年7月20日（金）の午前8時30分から午後6時まで	広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階 社団法人広島県警備業協会研修室	10名程度
4号業務に係る特例措置講習			40名程度
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）に係る追加取得講習	平成19年8月21日（火）及び平成19年8月22日（水）の午前8時30分から午後6時まで		10名程度
3号業務に係る特例措置講習			40名程度
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）に係る追加取得講習	平成19年10月24日（水）及び平成19年10月25日（木）の午前8時30分から午後6時まで		10名程度
2号業務に係る			40名

特例措置講習		程度
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）に係る追加取得講習	平成19年11月6日(火)から平成19年11月8日(木)までの午前8時30分から午後6時まで	10名程度
1号業務に係る特例措置講習		40名程度

注 講習最終日には修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

2 受講対象者等

(1) 追加取得講習

受講する警備業務の区分以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、受講する警備業務の区分について、次の表のアからオまでのいずれかに該当するものであること。

受講対象者	提出する書類	必要な添付書類
ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	○ 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちょう付したもの。以下同じ。）1通 ○ 資格者証等の写し	○ 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面 ○ 履歴書
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者		○ 1級検定に係る合格証明書の写し
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上		○ 2級検定に係る合格証明書の写し ○ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し

<p>上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p>	<p>ていることを証明する警備業者等の作成に係る書面</p>
<p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p>	<p>○ 旧1級検定に係る合格証の写し</p>
<p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p>	<p>○ 旧2級検定に係る合格証の写し ○ 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面</p>

注 警備業者等が既に廃業しているなど、当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間について誓約する書面及び履歴書を提出すること。

(2) 特例措置講習

ア 受講対象者

旧資格者証を有する者

イ 提出書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

ウ 添付書類

旧資格者証の写し

3 受講申込手続等

(1) 受講希望届出書の提出期間

ア 4号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習

平成19年6月18日（月）から平成19年6月20日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 3号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習

平成19年7月23日（月）から平成19年7月25日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

ウ 2号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習

平成19年9月25日（火）から平成19年9月27日（木）までの午前8時30分から午後5時まで

エ 1号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習

平成19年10月9日（火）から平成19年10月11日（木）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 受講希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目2番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 受講申込書の配付場所等

上記(3)の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。

4 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 4号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習 10,000円

イ 3号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習 14,000円

ウ 2号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習 14,000円

エ 1号業務に係る追加取得講習及び特例措置講習 23,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

5 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

6 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

7 講習に関する問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話（082）228-0110 内線3214, 3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課